

じぶんの町を良くする活動助成金の交付について（要綱）

1. 助成の目的

赤い羽根共同募金を原資とし、誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進することを目的に、新得町の住民が主体的に取り組む地域福祉活動に対して助成金を交付します。

2. 助成対象の団体

町内で活動の実績が1年以上ある福祉の団体・当事者団体等の運営及び活動費を助成対象とする。

※次のような団体は対象となりません

- ・他の補助金等が活用できる団体
- ・政治・選挙・宗教・特定の思想の普及に関わる団体
- ・暴力団または暴力団員等が関与している団体
- ・団体としての実体のないもの

3. 助成対象となる活動

次年度4月1日～3月31日に実施する次の活動（当年度申請）

- ① 見守り活動 ② 支え合い活動 ③ 居場所づくり
④ 地域防災活動 ⑤ 地域交流活動 ⑥その他本会が必要と認める活動

〈活動例〉

- ・地域ぐるみの見守り活動、支え合い活動
- ・障がい者やひきこもりの人などのための社会参加の場づくり
- ・地域での防災に関する訓練や勉強会の開催など
- ・サロン活動

4. 助成額

福祉団体活動助成 (当事者団体を含む)	申請団体の事業計画、予算等に基づいて新得町共同募金委員会が適正と認めた助成額(上限100,000円)
ボランティア団体活動助成	30,000円を上限に助成 ※但し、社協独自のボランティア団体助成(6月頃案内)と重複して、助成を受けることはできません。

※ただし、必要に応じて上限を超えて助成することができる。

※参加費や会費など自己資金等が活用されていること。

※予算総額20万円。予算を超えて申請があった場合は、新規事業優先や各団体への助成額減額等があります。

5. 助成対象となる経費

科目 助成対象となる経費

謝礼金	講師への謝礼など
交通費	事業で必要となる鉄道・バス運賃、ガソリン代の実費など
消耗品費	事業で必要な用紙、文具など
材料費	事業で必要な材料代など
印刷費	チラシ、資料の印刷代など
通信費	郵便代など
損害保険料	行事保険など事業実施にかかる保険料
賃借料	駐車料金、会場借り上げ料など
備品購入費	事業に必要な備品の購入など(見積書添付)
雑費	その他上記以外のもの

6. 助成の対象とならないもの

×公的な制度で実施されるべき事業

×他の財源により実施可能な事業

×営利を目的とした事業

- ×会員の親睦のための交流会等の飲食、食材料費
- ×事業に直接関係しない事務経費
- ×団体の経常的な運営管理経費（家賃など）

7. 助成の財源

この助成金は住民の皆さまからお寄せいただいた『赤い羽根共同募金』が財源です。赤い羽根共同募金は「新得町の町が良くなってほしい」という住民の皆さまの気持ちが込められています。そのような気持ちを大切に、地域の課題解決に取り組む事業を赤い羽根共同募金は応援しています。

8. 申請書・報告書の様式

- ①新得町社会福祉協議会の窓口で配布しています。
- ②新得町社会福祉協議会ホームページからダウンロードしていただけます。
(<https://www.shintoku-shakyo.jp>)

9. 交付決定及び助成金交付

- ①当年度1月中旬に、新得町共同募金委員会で審査のうえ決定する。
- ②次年度4月中旬ごろに、助成決定を受けた団体の指定口座または手渡しにて、新得町共同募金委員会より助成金を交付する。

10. 助成の明示

- ①事業の実施にあたっては、共同募金を財源にした事業であることを、案内チラシ等に明示してください。

11. その他

- ①赤い羽根共同募金の助成金を受ける団体の皆さまは、共同募金運動にご理解いただき、街頭募金等の共同募金啓発活動へご協力いただきますようお願いいたします。
赤い羽根共同募金は『地域で集めた募金は、集めた地域のために使われる』しくみです。新得町でご協力いただいた募金の約8割が新得町を良くするための福祉活動に使われています。残りの約2割は、北海道内の広域的な福祉活動などに使われています。

1 2. 助成金交付の流れ

※別紙参照

1 3. お問い合わせ・提出先窓口

新得町社会福祉協議会へお越しください。

新得町社会福祉協議会（新得町共同募金委員会）

住所：新得町3条南3丁目5 保健福祉センターなごみ内

電話：0156-64-3253

Fax：0156-64-0534

助成金交付の流れ

当年度 1 1 月～（申請受付期間）

- 下記の書類をそろえ、新得町社協（なごみ）へ提出してください。

- 【様式第 1 号】じぶんの町を良くする活動助成金申請書
- 【様式第 2 号】じぶんの町を良くする活動助成金計画書
- 昨年度の収支決算書

書類請求先⇒新得町社協窓口（なごみ内）にお越しいただくか、
下記社協HPにアクセスしダウンロードしてください。

【<https://www.shintoku-shakyo.jp>】



1 月中旬 書類審査

- 新得町共同募金委員会内にて書類の審査を行います。



2 月中旬頃 助成金交付決定等通知

- 審査結果をお知らせします。



次年度 4 月中旬頃 助成金交付

- 北海道共同募金会より新得町共同募金委員会へ送金されたものを、各団体へ送金します。



事業終了後 活動報告書の提出

- 事業終了後、速やかに提出してください。
- 活動実施の報告額が助成金を下回る場合には、減額変更があるものとします。
- 実施報告書を提出されない場合は、助成金を返金していただきます。